

令和7年9月22日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会  
会長 加納 康至  
(公印省略)

## 医療機関等におけるスマートフォンでのマイナ保険証の利用開始について (周知)

「スマートフォンに搭載されたマイナ保険証への対応に係る費用補助等について(周知)」(令和7年8月20日付け 本会連絡)等にてお知らせしております、マイナンバーカードの機能を搭載したスマートフォンでオンライン資格確認を行う(以下、「スマホ保険証」と略します)ための制度が、9月19日(金)より開始されており、対応に向けた通知の周知依頼について、日本医師会より連絡がありましたのでお知らせいたします。

通知の内容は以下になります。

### 1 スマートフォンでのマイナ保険証利用の概要とメリット

利用環境が整った医療機関でスマホ保険証によるオンライン資格確認ができるようになります。医療機関の窓口でカードを取り出すことなく、スマートフォン1台で受付ができるため、患者の利便性の向上にもつながるとのことです。

なお、キャノン製の顔認証付きカードリーダーについては、汎用カードリーダーを必要とせず、単独でスマートフォンの読み取りに対応しております。そのため、キャノン製を導入している医療機関等では、9月19日以降にカードリーダー及び端末を再起動すると、自動的にスマホ保険証の受付が可能な状態になることをご留意ください。

### 2 スマートフォンでのマイナ保険証利用に向けた環境整備

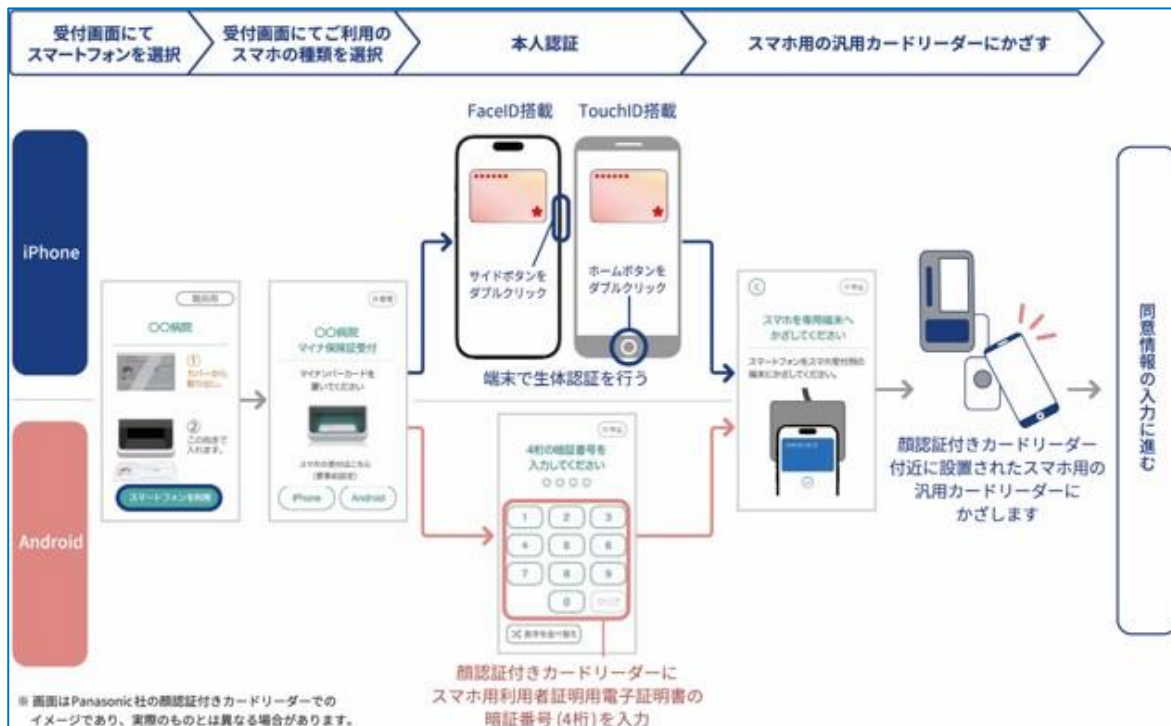
スマホ保険証、導入を希望する医療機関等においての手順は以下のようになっています。

- (1) 顔認証付きカードリーダーに対応した汎用カードリーダーの購入
- (2) 汎用カードリーダーと資格確認端末(PC)との接続
- (3) 医療機関等の窓口での受付環境の整備

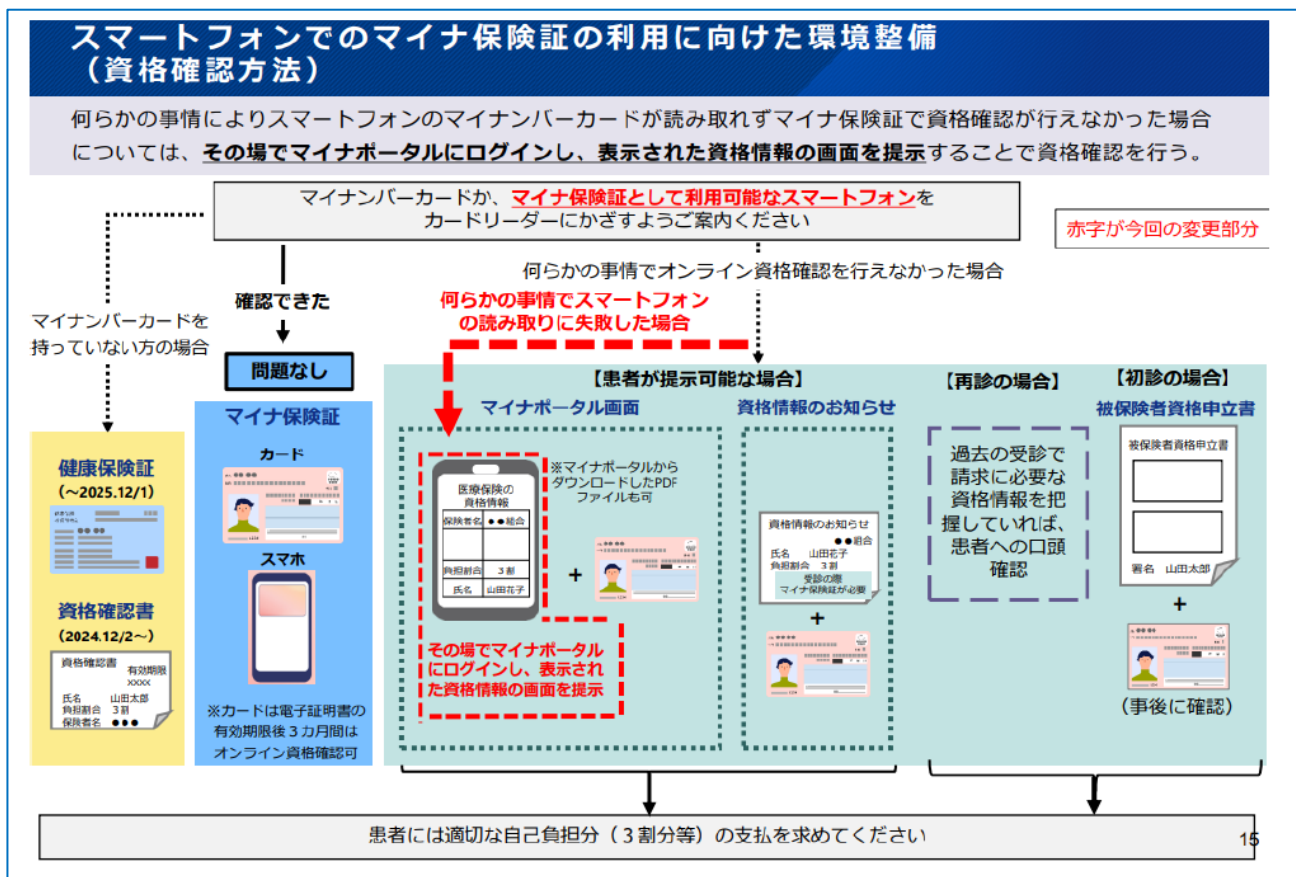
本件につきまして、機器購入の導入補助を受ける手順や、医療機関が導入時に行う設定方法に関して多くの医療機関からお問い合わせをいただいていることから、厚生労働省に対し、わかりやすい手順を示した資料を改めて作成するように申し入れを行い、近日中に対応がなされる予定です。その際は別途お知らせいたします。

### 3 医療機関・薬局における資格確認時の対応

患者がスマホ保険証を医療機関で使う際には、まず受付に設置された顔認証付きカードリーダーを操作し、最初の画面で「スマートフォンを利用」を選択し、次の画面で自身のスマートフォンのOSを選択し、図の手順で操作をします。



何らかの事情でスマートフォンの読み取りに失敗しマイナンバーカードや資格確認書を持参していない場合は、患者にその場でマイナポータルにログインしてもらい、窓口の方が表示された資格情報の画面を確認することで、資格確認を行って下さい。



#### 4 スマートフォンのマイナ保険証利用対応医療機関・薬局の公表

患者が医療機関等に行く前にスマートフォンが利用可能かを確認できるよう、厚生労働省のホームページにおいて、スマホ保険証対応医療機関リストを掲載するとのことです。

医療機関からの申請は不要で、スマートフォンの読み取りが確認された医療機関をリストに掲載するとのことです。リストへの掲載を希望されない場合は、下記のオンライン資格確認等コールセンターに連絡が必要とのことです。

なお、オンライン資格確認等システムにおけるスマホ保険証への対応は義務ではありません。

また、日本医師会より厚生労働省に対しては、スマホ保険証を利用しようとする国民に向けて、自身が受診する医療機関がスマホ保険証に対応しているか、医療機関に行く前に必ず確認することを周知徹底するよう、強く求めているとのことです。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上

#### ■スマホ保険証に関する問い合わせ先

(リスト掲載を希望されない場合についてもこちらです)

○オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583 (通話無料)

月曜日～金曜日 (祝日を除く) 8:00～18:00

土曜日 (祝日を除く) 8:00～16:00

#### ◆参考

・厚生労働省 医療機関等向け総合ポータルサイト

「外来診療等におけるスマートフォンのマイナ保険証利用への対応について④  
(運用について)」

[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb\\_article\\_view&sysparm\\_article=KB0012407](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0012407)



・令和7年8月27日 中央社会保険医療協議会 総会資料

「マイナ保険証の利用促進等について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001548631.pdf>



大阪府医師会 担当事務局

診療報酬： 保険医療課 電話 06-6763-7001

医療DX： 総務課企画室 電話 06-6763-7021